鹿追町議会議長 上 嶋 和 志 様

提出者 議会運営委員会 委員長 安 藤 幹 夫

鹿追町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について 上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに 会議規則第14条第3項の規定により提出します。 鹿追町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

鹿追町議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和5年9月12日提出

鹿追町議会会議規則の一部を改正する規則

鹿追町議会会議規則(昭和62年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「傷害」を「傷病」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

[提案理由]

第2条第1項は、議会欠席の届出規定であり、議員が議員活動と家庭生活との 円滑かつ継続的な両立を可能とする観点から、その象徴となる欠席事由を例示 している。

本町議会会議規則においては欠席事由のうち「傷害」と明記されているが、全 国町村議会議長会が示す標準町村議会会議規則と合致していないことから、同 規則と同様に「傷病」に改めるものである。